

緊急時の登下校について

1. 知多地域（または居住地域）に暴風警報が発令された時

(1) 生徒の登校する以前に暴風警報が発令されている場合

- ア 始業時刻2時間前までに警報が解除された場合は平常通り授業を行う。
- イ 始業時刻2時間前から午前11時までに警報が解除された時、解除後2時間を経ってから当日の授業を始める。
- ウ 午前11時を過ぎてから警報が解除されるか、又は引き続き解除されない場合には当日授業を中止する。

※上記ア、イの場合、交通機関の故障、道路橋の破壊等で登校が危険な場合には登校には及ばない。

(2) 生徒の登校後に、暴風警報が発令された場合

- ア 台風の中心位置、進行速度及び方向、発令時における気象状況等により判断して全生徒を安全に帰宅させ得ると認めた場合には、当日の授業を中止して速やかに下校させる。
- イ すでに戸外の通行は危険と認める場合には、戸外通行の危険がなくなるまで学校に残し、校内の最も安全な場所に集める。

2. 特別警報に関する対応

(1) 登校前に特別警報が出された場合

終日休校とする。

(2) 登校後に特別警報が出された場合

気象状況等を判断して、全校生徒を安全に帰宅させ得ると認めた場合には、当日の授業を中止して速やかに下校させる。生徒の生命・安全を確保する最善の対応を優先とし、生徒を安全に下校させ得ると判断できるまでは下校させない。

(3) その他

特別警報解除後（翌日以降）の授業の開始については、学校からメール、電話等で連絡する。